#### 小樽市職員給与明細広告募集要領

令和7年度に発行する給与明細(月例、期末・勤勉手当、時間外・特殊勤務手 当等)に有料広告を掲載していただける企業・団体等を次のとおり募集します。

#### 1 広告媒体

令和7年度小樽市職員給与明細

- ・ 令和7年4月分から令和8年3月分の月例給明細 …12回 (毎月21日払)
- ・ 令和7年6・12月期末勤勉手当明細 … 2回
- ・ 令和7年4月分から令和8年3月分の時間外・特殊勤務手当明細(末日締 翌月21日払) …12回
  - ※ 令和7年3月1日~3月31日分…4月21日払 (1回目)令和7年4月1日~4月30日分…5月21日払 (2回目)

令和7年5月1日~5月31日分…6月20日払 (3回目)

令和8年2月1日~2月28日分…3月19日払 (12回目)

・ 令和7年4月分から令和8年3月分の

会計年度任用職員等給料・報酬明細(末日締 翌月21日払) …12回

※ 令和7年3月1日~3月31日分···4月21日払 (1回目)

令和7年4月1日~4月30日分…5月21日払 (2回目)

令和7年5月1日~5月31日分…6月20日払 (3回目)

令和8年2月1日~2月28日分…3月19日払 (12回目)

- ・ 給与改定に係る差額支給明細 … 1回 ※遡及改定が実施される場合のみ配布予定
- 2 掲載位置及び給与明細の大きさ
  - (1) 位置 給与明細裏面
  - (2) 大きさ等 縦9.9 c m×横21.0 c m(本用紙内に印刷) (上記用紙の左上に縦0.5 c m×横1.0 c m程度の大きさで 広告 と表示すること。)
  - (3) 印刷仕様 単色
- 3 印刷用広告データのファイル形式 PDF及びWORDファイルにて提出すること
- 4 募集枠数 1 枠

5 発行予定枚数(概数)

月 例 給 1,800枚  $\times 12$ 回 =21,600枚 期 末 · 勤 勉 手 当 2,400枚  $\times 2$ 回 =4,800枚 時間外 · 特殊勤務手当 1,100枚  $\times 12$ 回 =13,200枚 会計年度任用職員報酬等 850枚  $\times 12$ 回 =10,200枚 改定差額※ 2,600枚  $\times 1$ 回 =2,600枚 =52,400枚

- ※遡及改定が実施される場合のみ配布予定
- 6 申込者及び掲載広告の範囲 別紙のとおり
- 7 申込期間 令和6年11月11日(月)~ 令和6年12月6日(金)
- 8 最低申込価格 158,000円(消費税及び地方消費税を含む。) (広告掲載料)
- 9 その他

掲載広告内容については、変更の希望の申し出があった場合には、年度途中においても、あらかじめ協議の上、変更可能です。

最も高い申込価格の申込者が複数いる場合は、抽選により広告主を決定します。

広告掲載決定は令和6年12月中旬、印刷原稿提出及び掲載料納付期限は 令和7年2月上旬を予定しています。

10 提出(問い合わせ)先

T 0 4 7 - 8 6 6 0

小樽市花園 2 丁目 1 2 番 1 号 小樽市総務部職員課人事係 電話 (0134)32-4111 内線 215

## 【掲載広告の範囲】

広告の内容が次のいずれかに該当するものは、掲載できません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) その他広告として掲載することが不適当であると市長が認めるもの

## 【規制業種又は事業者】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)第2条に規定する風俗営業及びこれに類似する事業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員が行う事業
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等 に関する法律(平成15年法律第83号)第2条に規定するインターネット異性紹介事業
- (6) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- (7) 市税を滞納している事業者
- (8) その他広告を掲載することが不適当であると市長が認める業種又は事業者

# 給与明細裏面

```
↑
9. 90cm
↓
← 21. 00cm →
```